

タブレット使用料全額免除基準

（公的扶助受給者）

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する扶助世帯

（村民税非課税世帯）

- (2) 世帯構成員全員が村民税非課税の措置を受けている世帯

（重度の障がい者）

- (3) 別表 1 に掲げる重度の障がい者で、住民基本台帳法における世帯主である者がその住居にタブレットを設置する場合

※ 申請時には障がい者手帳のコピーをとらせていただきますので、ご持参願います。

別表 1

重度の障がい者	<p>（身体障がい者）</p> <p>1 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、障害等級が 1 級または 2 級である重度の身体障がい者</p> <p>（知的障がい者）</p> <p>2 所得税法または地方税法に規定する特別障害のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された者</p> <p>（精神障がい者）</p> <p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者のうち、障害等級が 1 級である重度の精神障がい者</p>
---------	---